

第6章 2016年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2016年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

■2016年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

第2章 重点分野の目標の達成状況と施策の実施状況

1 緑の保全・創出・育成

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
緑	26	農地とともに、樹林地の減少に歯止めがかかっていないため、「緑の保全・創出・育成」の重点課題に樹林地を加える必要がある。	樹林地については、重点分野「緑地の保全・創出・育成」の「重点課題」及び「重点目標・指標、達成状況」の「緑地の保全」なかに含まれております。

2 大気環境対策の推進

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	30	二酸化窒素の今後の対策及び指標評価は下限値0.04ppmの達成に向けて対策をとる必要がある。	2016年度は、前年度に引き続き2年連続で二酸化窒素の環境基準（対策目標値）を全測定局で達成しました（速報）。 今後とも環境基準の安定的な達成維持及び更なる環境濃度の低減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。
大気	30	二酸化窒素対策について、当面の0.04ppm達成を目指す対策を立てて、強化する必要がある。	
大気	30	今後は、0.04～0.06ppmのゾーンの比率を示し、0.02を目指す計画を具体化して対策を明確化する必要がある。	
大気	30	二酸化窒素について、環境目標値0.02ppm、対策目標値の下限値0.04ppmをクリアしていないのに評価5はおかしい。さらに対策を強めるという方針がでてこなくなる。	個別の指標については、対前年度と対基準値比較の2つの観点から評価しており、二酸化窒素については、前年度や基準年度から達成局数が増加したことから、「5」の評価となったものです。 なお、2016年度版からは、定量化が難しいものや社会状況等の他の要因など指標の結果のみでは適切に評価することが難しい面もあることから、総合的かつ定性的に評価をするなどの見直しを行ったところです。今後も、ご意見を参考にわかりやすい記載とするよう努めてまいります。
大気	30	PM2.5について、環境基準が完全に達成されていないのに指標評価が「5」はおかしい。これ以上対策を立てなくていいのかと勘違いしてしまう。	

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	30	PM2.5の評価の充実のため、残る1ヶ所の一般局と3ヶ所の自排局の測定を早期に完備させる必要がある。	PM2.5（微小粒子状物質）については、2009年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、2016年8月に市役所前自動車排出ガス測定局に測定機を設置し、18局中15局で測定を実施しています。残る3局については、測定機の設置スペースの確保等に課題があることから、現状では設置に至っておりません。
大気	30	PM2.5について、常時測定局の全局で測定していないことや自排局で測定していないことは、自動車排ガスを考えると大気汚染状況を正確に反映していない。	
大気	30	常時測定局の全局でPM2.5測定を早急に実施するとともに取り付け計画を作成し示してほしい。	
大気	-	PM2.5の常時監視について、2016年度版年次報告書の市民意見回答で「今後も測定局の増設に向けて検討してまいります」との回答があったが、検討結果の内容と測定器設置の具体的な見通しを示してほしい。	
大気	30	二酸化窒素は、PM2.5、光化学オキシダント、酸性雨等の原因物質の一つであり、更なる濃度低下への対策を具体化、強化する必要がある。	二酸化窒素は微小粒子状物質（PM2.5）等の原因物質の一つであることから、今後とも環境基準の安定的な達成維持及び更なる環境濃度の低減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。
大気	31	PM2.5については、社会的な関心も高い物質であることから、市の具体的な取組や海外の環境基準の動向などについてもう少し詳しく記載してほしい。	微小粒子状物質（PM2.5）については、2016年度に初めて全14測定局で環境基準を達成しました（速報）。 今後とも大気環境の常時監視に加え、煙源調査や大気環境中の成分分析などPM2.5の実態把握に努めるとともに、近隣自治体と連携した取組について、2017年度版に掲載してまいります。
大気	33	VOC対策を強力に進めてほしい。排出施設の濃度測定を実施しているが全体の対象数や各区ごと（位置）も示したほうが良いと思う。	揮発性有機化合物（VOC）は、光化学オキシダント等の原因物質の一つであることから、VOCの排出抑制に向けて、引き続き各種発生源の監視・指導を行うとともに、近隣自治体と連携した取組を推進してまいります。また、各種発生源の監視・指導の実施状況については、より分かりやすい表記とするよう検討してまいります。
大気	-	二酸化窒素やPM2.5等の発生源に対する取組として、発生源の煙源調査、成分分析などの結果を参考に、大気汚染のシミュレーションを活用して効果的な発生源対策を推進していく必要がある。	各種発生源の排出実態調査や、大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を実施するとともに、引き続き国や他都市の動向や知見の情報収集に努め、今後の効果的な発生源対策に向けて検討してまいります。

第3章 環境政策ごとの目標の達成状況と具体的施策の概要

1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
地球	49	二酸化炭素の測定を川崎市内で測定してほしい。また、大量に排出している実情から、現実を地元で継続して把握することが大事だと思う。	二酸化炭素濃度の測定については、地球全体の濃度変化が重要であることから、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えております。今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。
地球	49	温室効果ガスの把握は引き続き行うとともに、天災が起きても紛失のないようにする必要がある。	温室効果ガス排出量については、地球温暖化対策基本計画の目標としていることから、今後とも継続して算定を行ってまいります。また、算定結果については、年次報告書などの紙媒体のほか、ホームページでの公表も行っており、過去のデータを紛失することのないようにしてまいります。
地球	50	二酸化炭素及び温室効果ガスの削減については、排出量公表制度等の点検を行うとともに、特に排出量割合の大きい工場・事業所に対しもっと目に見える大幅な削減が望まれる。	本市の二酸化炭素排出量の部門別構成比で最も大きい産業部門から排出される二酸化炭素は1990年度比で、20.1%削減されている（2014年度現在）ところです。引き続き、条例に基づき実施する「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度」を適切に運用し、工場・事業所などの温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

2 産業廃棄物対策等の推進

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
廃棄物	60	「産業廃棄物等の推進」の指標評価が前年度と同じなのに、方向評価が前年度の4から5に向上しているのは、どのような理由なのか。	方向評価は4の誤りですので、ホームページ等で修正の案内をさせていただきます。

3 大気環境の保全

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	80	浮遊粒子状物質（SPM）の環境目標値（年平均値）が達成されていないので、引き続き削減対策を進める必要がある。	浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値は、これまでの取組により改善傾向にあります。引き続き工場・事業場の自主的取組の促進や低公害車の普及促進などの取組を推進してまいります。
大気	82	浮遊粒子状物質（SPM）は自動車排ガスも大きな原因物質の一つであり、排ガス対策を強化する必要がある。	
大気	81	二酸化窒素の環境基準の達成評価は、市の対策目標値の上限0.06ppm、下限値0.04ppmとの比較、さらに市の掲げる環境目標値0.02ppmとの比較をわかりやすく標記してもらいたい。	二酸化窒素の目標値の達成評価の記載につきましては、より分かりやすい表記となるよう検討してまいります。
大気	81	大気の常時監視測定所の場所がわかる地図を年次報告書にも掲載してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、2017年度版に掲載するよう調整してまいります。

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	82	浮遊粒子状物質（SPM）の短期的評価は非達成であり、短期的で発生するということは発生源、発生物質があるということであり、今後もおこりうることなので調査、対策が大事である。	浮遊粒子状物質（SPM）については、これまでの取組により、環境基準の長期的評価については継続して達成しておりますが、短期的評価の達成維持に向け、引き続き工場・事業場の自主的取組の促進や低公害車の普及促進などの取組を推進してまいります。
大気	82	川崎市は環境目標値があるので、対策目標値ギリギリのところではなく対策の強化をしてほしい。	大気汚染物質の低減に向けて、引き続き工場・事業場の自主的取組の促進や低公害車の普及促進などの取組を推進してまいります。
大気	83	光化学オキシダントの環境基準が今年度も全局非達成であり、汚染物質、原因物質が存在することの証拠であり、原因究明と対策を早急にしてほしい。	光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑ですが、環境改善を図るためには、主な原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の削減対策を進めることが重要であり、広域での対策が必要であることから、近隣自治体と連携した取組を推進してまいります。
大気	83	北部地域のほうが光化学オキシダントの濃度が高いが原因追究及び対策をしてほしい。	

4 地域の生活環境の保全

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
騒音 振動	97	羽田空港の増便、時間帯の変更により、川崎市民に影響がでることが予想されます。現状把握、対策のために騒音計の増設などを実施する必要がある。	現在、羽田空港の飛行経路に係る騒音状況を把握するため、国が毬町小学校に騒音測定局を設置し、測定するとともに、その結果を国のホームページで公開しております。また、市においても、国からの報告を受け、大師支所や各区役所等で資料を公開しております。 新しい飛行経路の運用に際しても、国が新たに騒音測定局を設置する方針が示されておりますので、市としても、適切に騒音状況を測定するよう国に対し求めてまいります。

5 具体的施策の概要

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
自転車	110	自転車等の通行空間の確保について、法律も変更されてきているので、おおいに活用してさらに効果を上げてほしい。	平成27年6月の道路交通法の改正や平成28年7月の「安全で快適な自転車利用創出ガイドライン」の改定など、自転車利用を取り巻く環境に大きな変化が生じております。今後、自転車通行環境の整備につきましては、「ガイドライン」を踏まえて整備を推進してまいります。
大気 健康	131	大気汚染による喘息など健康被害者が増加している。もっと川崎市の実態にもとづく原因究明をすることが求められるので、公害予防部門の拡充が必要である。	一般的に気管支ぜん息の要因としては、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、花粉等のいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、遺伝的要因、ストレス社会に伴う過労等、様々な要因が指摘されています。今後も、ぜん息発症のメカニズムにつきましては、国の調査の動向や新たな研究報告等を注視してまいります。 また、気管支ぜん息知識普及講演会、アレルギーについての相談や予防に関わる研修会等を通じ、気管支ぜん息を含むアレルギー疾患の予防・軽減に、引き続き努めてまいります。

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気 健康	131	大気汚染が大きな要因の一つと考えられるぜん息等の健康被害が市内で増加しています。川崎市は他都市と比較しても小児ぜん息患者の割合が多いことが文部科学省の学校保健統計でも明らかとなっていますので、市独自の実態調査をする必要がある。	一般的に気管支ぜん息の要因としては、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、花粉等のいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、遺伝的要因、ストレス社会に伴う過労等、様々な要因が指摘されています。今後も、ぜん息発症のメカニズムにつきましては、国の調査の動向や新たな研究報告等を注視してまいりたいと考えております。

その他

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	-	2016年12月に二酸化窒素の日平均値0.06ppmを超過した日があった。環境基準(対策目標値)の上限値を達成したとはいえ、引き続き、削減対策を強めていく必要がある。	2016年度は、自動車排出ガス測定局3局(池上、遠藤町、二子)、一般大気環境測定局2局(大師、川崎)において、二酸化窒素の日平均値0.06ppmを超過した日がありましたが、環境基準の評価方法(日平均値の98%値)では全測定局で環境基準を達成しました(速報)。 今後とも環境基準の安定的な達成維持及び更なる環境濃度の低減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。
大気	-	かつての電光表示板に代わる戸外の大型表示板の設置を検討するべき。	大気汚染情報(1時間値)の提供については、情報媒体の高度化・多様化に合わせて、効率的・効果的に幅広い市民に提供できるよう、次のとおり実施しています。 ・ホームページによる公表 ・テレビ神奈川のデータ放送による公表 ・市役所第3庁舎1階に設置したモニターによる公表 引き続き、見やすく分かりやすい大気環境情報の周知・広報等に取組んでまいります。
放射線	-	放射線・ウラン関係について、川崎市内での取り扱い、測定している実情を把握し、市民の生活に影響の出ないようにすること。	放射性物質による環境への影響については、「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、市民の安全・安心の確保に向けて、モニタリング調査等を実施しております。
放射線	-	常時監視が続けられているが、他都市の対策と併せ、分量はともかく年次報告書に掲載しても良いのではないかな。	放射性物質の測定結果等については、参考資料の「東日本大震災に関連する取組」に掲載するとともに、ホームページ等においても情報提供しております。
その他	-	行政のほか、議会・企業・市民など、各分野が保有する貴重な公害問題についての資料を収集・保管し、(仮称)公害資料館を造る必要がある。	環境総合研究所1階のアーカイブスペース等では、本市の公害の経験や克服に取り組んできた歴史をバナーや映像、IT機器を活用して展示、紹介しています。今後につきましても、公害に取り組んできた経験に関する情報を充実させ、公害の歴史を継承してまいります。
その他	-	市民に対し、公害環境問題への関心を引き付ける必要があるため、概要版だけでも、今以上に大量に普及したらどうか。	市民の皆さまへの効果的な情報提供のため、区役所や図書館等の公共施設へ年次報告書及び概要版を送付し、更なる普及啓発に努めてまいります。

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
交通	-	現在、長尾台においてコミュニティバスが運行されているが、現行の地域住民を中心とした運営制度では限界があるので、バス経営のノウハウに熟知している交通局が主体となった事業として推進することを希望します。	コミュニティ交通等については、環境基本計画においても交通環境対策の推進のうえで重要であると考えておりますが、意見要旨が交通関係の個別具体的な施策内容となっていることから、対応措置については所管局からの回答を別途ご案内させていただきます。
交通	-	コミュニティ交通を継続していくにあたっては、まちづくり局、交通局だけでなく高齢者等対策等の福祉的な要素もあることから健康福祉局や区役所等を含めた横断的な連絡調整機関を設置してほしい。	
交通	-	市内の公共交通不便地域をどの程度のエリアを確認しているのか。また、それらの地域解消に向けた具体的な対策を示してほしい。	